

城陽みどりのまちづくり基金
2010年度助成金
募集要項



公益財団法人

京都地域創造基金

Kyoto Foundation for Positive Social Change

【1、城陽みどりのまちづくり基金について】

この基金は、城陽市内で活動する市民活動団体「おりなす.キャンプ.城陽」の提案により立ち上げられました。

市民が主体になって取り組む社会の課題解決や地域の活性化などの市民活動を支援したい人々（寄付者）と、城陽市にて市民主体のまちづくり活動に取り組む市民活動団体、双方の想いをつなぐために設置された基金です。

市民や企業からお預かりした寄付を、城陽市内で市民が主体となった「みどりのまちづくり」活動に届けることで、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展を目指します。

【2、寄付者のご紹介】

当助成金は、寄付者の皆様からのご寄付が財源です。「地域をより良くするために活動する市民活動団体を応援したい」という寄付者の想いが込められています。

2010年度城陽みどりのまちづくり基金にご寄付をくださった方々で、お名前の掲載をご了承いただいた方のみ、ご紹介します。

●企業や団体などの法人（五十音順・敬称略）

株式会社エコマック、株式会社大西、おとこのわいわい日曜塾、おりなす.キャンプ.城陽、株式会社城南工建、城陽生きもの調査隊、城陽市（寄付付き自動販売機）、城陽市観光協会 梅の郷青谷づくり事務局、城陽市造園建設業協会、城陽商工会議所 青年部、星和電機株式会社、株式会社杜若園芸、日本観光ゴルフ株式会社 城陽カントリー倶楽部、ひょうたん島、ホリモク株式会社、まごころ家、緑化まつり実行委員会

●個人の方（五十音順・敬称略）

奥谷 美穂、城島 信一（寄付付き自動販売機）、鈴木 康久、長澤 とよ海、名越 友和、原 芙佑子、堀井農園の堀井 高志（寄付付き自動販売機）

●イベントでの募金活動（五十音順・詳細略）

環境パートナーシップ会議、五里2のさと手づくりの会、さんさんフェスタ、JOYO産業まつり、日本ボーイスカウト城陽第1団発団40周年記念イベント、みどりのまちづくりツアー、みどりのまちづくりフォーラム、緑化まつり

【3、助成金申請にあたっての相談】

当助成金に関する問い合わせや事業実施に関する相談などは、（公財）京都地域創造基金もしくは城陽市市民活動支援センターまでご連絡ください。また、申請受付期間中に、説明会を開催いたします。詳細が決まり次第、京都地域創造基金ホームページと、城陽市市民活動支援センターのホームページで告知します。

【4、助成対象団体】

下記の全ての条件を満たす団体

- (1) 京都府内に拠点があるNPO・市民活動団体（法人格、活動年数は不問）
例：ボランティアグループ、NPO法人、実行委員会、社会福祉法人
高齢者クラブや女性会・子ども会等の地域住民組織 など

※複数の団体が連携して事業を実施する場合、代表の団体が申請してください。

- (2) きょうと公益活動ポータルサイト『きょうえん』に登録し、ステップ1
認証を取得した団体 <http://kyo-en.canpan.info/>

※『きょうえん』は京都府内のNPO・市民活動団体等が、団体の基礎情報や活動・
収支報告などの情報を公開するポータルサイトです。日本財団CANPAN
(<http://canpan.info/>)のシステムを活用し、同財団と協働で運営されています。
登録および認証については、『きょうえん』運営主体の（特活）きょうとNPO
センターまでお問合せください。（TEL: 075-353-6354）

※『きょうえん』では、下記の情報が公開されていることをご確認ください。

定款や規約、会則など、組織運営の形態が分かるものと役員名簿

前年度の事業報告書と決算書類、もしくはそれに準ずるもの

※設立初年度の団体は不要

今年度の事業計画書と予算書、もしくはそれに準ずるもの

- (3) 事業終了後1ヶ月以内に、所定の事業報告書を京都地域創造基金まで
郵送または持参により提出できること
- (4) 助成事業で作成するチラシなどの印刷物やメールでの参加者募集などに
「公益財団法人 京都地域創造基金 城陽みどりのまちづくり基金」から
助成を受けて活動している旨を記載すること
- (5) 次のような団体にあてはまらないこと
- 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
 - 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
 - 実体のない団体

【5、助成対象事業】

下記の全ての条件を満たす事業

※対象事業に該当するかどうか判断できない場合は、事前にご相談ください。

- (1) 城陽市内で行われる市民主体のみどりを用いたまちづくり活動

(例) ●市内での植樹・緑化の推進事業

水度神社参道の保全、花いっぱい運動の支援、名木や古木の保全

小・中・高等学校や幼稚園・保育園などで行われる緑化活動

屋上・壁面などにグリーンカーテンをつくる活動 など

- 自然生態系の保全に関わる活動
ビオトープづくりや整備、放置竹林の拡大防止、里山の再生・保全
地域固有の希少動植物種の保全活動 など
- 市内で開催する環境保全に関するセミナー、フォーラム等
緑化や自然生態系の保全の具体的な手法習得、緑化や自然生態系に
関わる人材の育成、緑化の推進や自然生態系の必要性の啓蒙 など
- 木津川右岸運動公園（仮称）の自然再生に関わる活動
森づくり活動（苗木づくり、植樹）、ビオトープの整備 など
※木津川右岸運動公園（仮称）は現在工事中のため、事業内容に関しては
申請前にご相談ください。

※継続的な活動を優先します。

- (2) 2011年4月1日から2012年3月末日までに行われる事業
※1年以内に成果を発揮できない事業は、2013年3月末日までの2年間で
取り組むこともできます。

- (3) 下記のいずれにも該当しない事業
- 実現可能性のない事業（関係機関等との調整や連携が不十分、など）
 - 既に着手・完了している事業
 - 営利を目的とする事業
 - 個人的な活動や趣味的なサークルなどの活動
 - 宗教活動や政治活動
 - 地域課題の解決ではなく、団体の活動PRを目的とした事業
 - 住民の楽しみや懇親を主な目的とした事業
 - イベント会社や他団体などへ全てを委託する事業

※施設の老朽化に伴う維持補修事業などは対象外となります。ただし、
本事業の実施に伴い必要な施設整備や備品購入は、助成対象です。
詳しくは次項目「助成対象経費」をご覧ください。

【6、助成対象経費】

- 人件費（アルバイトおよび団体スタッフの人件費は、助成金総額の20%以内）
- 消耗品費、備品購入費、原材料費
- 燃料費、光熱水費、通信運搬費
- 広告費、印刷製本費、手数料、保険料
- 講師謝金（団体の構成員が講師の場合は除く）
- 講師旅費、スタッフ旅費（スタッフの旅費は、必要に応じて算定）
- 会場などの使用料及び賃借料、委託費、工事請負費
- その他、必要と認められるもの（例：イベント開催時の保育費用など）

※下記のような経費は、対象外です。

- 団体の運営に係る経常的な経費、飲食費、土地・建物の取得及び補償費
- 団体の構成員等に対する講師謝金、イベント等の一般参加者の旅費

【7、助成金額】

1団体あたり、3万円～10万円 [助成総額：40万円]

※申請額は万円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

【8、採択予定件数】

5件程度の予定

【9、助成申請方法】

(1) 提出書類

所定の「2010年度 城陽みどりのまちづくり基金 助成金申請書」に必要事項をご記入のうえ、京都地域創造基金まで簡易書留で郵送もしくはご持参ください。ファックスや電子メールでの申請は受理できません。

※必要に応じて下記資料を添付してください。

- パンフレットやリーフレットなど団体の概要や過去の活動内容がわかる資料
- 助成申請事業の参考資料（写真、新聞記事等）
- 本事業に付随して施設の整備などを行う場合、設計図案、平面図、見積書、現況の写真、位置図など
- 複数の団体による共同事業の場合、構成団体を示す資料

※申請書は（公財）京都地域創造基金のホームページからダウンロードできます。（ <http://www.plus-social.com/cn8/joyog.html> ）

(2) 申請期間

2011年2月1日（火）から2011年2月28日（月）

※持参の場合、最終日の**午後6時まで**に京都地域創造基金にお持ちください。
郵送の場合、**最終日必着**です。

(3) 提出先

公益財団法人 京都地域創造基金

〒600-8104

京都市下京区五条通高倉西入る万寿寺町143 いづつビル3階

【10、助成事業の選考】

(1) 事業内容の追加ヒアリングの実施

京都地域創造基金の事務局職員から、申請事業の追加情報を電話にてお伺いする場合があります。

(2) 選考会の開催

京都地域創造基金が設置する助成褒賞選考委員会による選考会で、申請書類とヒアリングの情報をもとに合議の上で結果を決定します。選考会の審査によって、団体の申請額より助成金額が変更される場合があります。

- (3) 選考委員（五十音順・敬称略）
- ・長澤 とよ海／おりなす・キャンプ・城陽代表
 - ・西本 雅則 /いきもの多様性研究所
 - ・深町 加津枝／京都大学大学院地球環境学堂 准教授
（公財）京都地域創造基金 理事
 - ・松田 直子 /（株）H i b a n a代表取締役
 - ・水口 萌恵 /特定非営利活動法人山科醍醐こどものひろば 理事

(4) 助成の可否

提出書類に不備等がない場合、申請受付期間終了後1ヶ月以内に文書で各団体に結果を通知します。結果は京都地域創造基金のホームページでも公表します。

【11、助成決定事業の事業内容変更や中止】

(1) 事業内容の変更や中止

助成決定事業を途中で変更もしくは中止する場合、所定の書類を提出し、京都地域創造基金の承認を事前に受ける必要があります。

(2) 助成申請の取り下げ

助成決定事業の助成金受取を取り下げる場合、京都地域創造基金に相談の上、所定の書類を提出してください。

【12、助成金の助成方法】

(1) 前払い

団体の希望に応じて事業実施前に助成決定額を全額、団体の指定口座に前払いします。前払いを希望する団体は、助成決定後に所定の「前払い申請書」を提出してください。

(2) 精算払い

助成事業の終了後1ヶ月以内に実績報告書を提出していただいた上で、助成決定額を上限として事業実施のために使用した支出額を助成します。団体の指定口座への振込時期は、実績報告書の提出から約1ヶ月後です。

※前払いを実施した団体で、事業終了後の精算額が助成決定額より下回った場合、差額を返還していただきます。

※助成対象とならない経費については、助成金の支払いはできません。

【13、助成事業の実績報告】

- (1) 事業終了後1ヶ月以内に、所定の事業報告書を郵送もしくは持参により、京都地域創造基金まで提出してください。2年間実施する事業も、各年度の事業報告書を提出していただきます。

※参考資料として、事業実施状況のわかる写真や作成したチラシなどの印刷物、新聞記事なども添付してください。

- (2) 助成金の財源となる寄付をしてくださった寄付者の方々をはじめ社会に対して、事業で得られた成果を広く伝えるため、京都地域創造基金のホームページで成果を報告させていただきます。また、新聞やテレビなどの報道機関の求めに応じて、事業成果などの情報を提供する場合があります。

【14、助成金の返還や関係書類の保存など】

助成金の財源は、市民や企業の方々からの寄付金です。以下についてご理解をお願いします。

- (1) 法令や条例、規則などに違反した場合、助成金を目的外に使用した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取消や助成金の返還を求めることになります。
- (2) 助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施年度の終了後、5年間の保存が必要です。
- (3) 助成決定事業の実施期間が2年間に及ぶ場合
1年目の事業実績が不十分だった場合、協議の上で2年目分の助成を取り下げることがあります。

個人情報の取り扱いについて

ご提出およびご記入いただいた資料によって取得した個人情報は、当該助成金の選考や運営、情報開示の目的で、京都地域創造基金事務局及び選考委員会が使用し、適切に保護、管理ならびに廃棄いたします。

助成金申請に関するお問い合わせ先

公益財団法人京都地域創造基金

〒600-8104

京都市下京区五条通高倉西入る万寿寺町143 いづつビル3階

TEL：075-354-8792（平日10：00～19：00）

FAX：075-354-8794

電子メール：office@plus-social.jp

ホームページ：<http://plus-social.jp/>

きょうと公益活動ポータルサイト『きょうえん』に関する

お問い合わせ先

特定非営利活動法人きょうとNPOセンター認証専用窓口

TEL：075-353-6354（平日10：00～19：00）

FAX：075-353-7689

電子メール：portal@npo-net.or.jp

ホームページ：<http://kyo-en.canpan.info/>